調査報告

福島県における障害児の地域生活支援について

—放課後・休日ケアとこれからの視点—

鈴木庸裕

はじめに

障害を持つ子どもたちの豊かな地域生活を保障し，その支援を高めていく営みとして，「障害児の放課後・休日ケア，地域生活支援」が全国的な大きなうねりになりつつある[1]。放課後・休日の遊びや地域活動は，すべての子どもにとってかけがえのない成長の場である。学校週5日制の完全実施にともなう家庭教育や子ども青年健全育成への対応，子育て支援（エンゼルプラン，親の就労保障）の中で，とりわけ障害や特別なニーズをもつ子どもたちとその家族への支援環境づくりは緊急の課題である。しかも，きょうだいや家族への支援を含め，いわば「ケアする人をケアする」枠組みが不可欠になっている。

今後，地域の特長を生かした障害児の放課後や学校休業日のケア，家族のレスパイト，そして豊かな地域生活を具体化するために，養護学校での休業日活動やそれぞれの「親の会」の活動，放課後学童クラブでの「障害児受け入れ事業」や地域の休日・余暇活動サークル，小規模通所通園施設の開設，小規模作業所などでのデイケアサービス，ショートステイ，送迎サービス事業等に取り組む人々やボランティアなどがネットワークや有機的な結びつきを持つべきである。本論は福島県内における現状と今後の課題について，聞き取り調査や近県の先行事例等をもとに論じる。

1　福島における障害児の現状

(1)　障害児者福祉施策の動向

障害者福祉の改革において，いずれの自治体でも地域生活支援システムの拡充が骨子となっている[2]。その柱の特徴は子育て支援に関わる「多様なニーズに対応したサービス」「住民参加型」「男女共同参画」「仕事と子育ての雇用環境の整備」であり，福島県の実施計画では，今後5年間の重点目標として，「障害者やその保護者への在宅援護を行うため，ホームヘルプサービスやショートステイなどの支援策の充実に努めます」[3]とある。障害児への理解・啓発や通園指導訓練などのサービス，療育巡回相談，「特別指導扶養手当」，そして障害児保育の推進，障害児の学童保育受け入れなどが列記されている。

福島県における子育て支援事業の現状はプランに見る限り，以下のようになっている。学童保育については，放課後児童クラブを市立小学校区に1カ所，町村では中学校区に1つの設置という割合で，現在合計375校に106校（28%強）の設置を2005年には40%までにすること，障害児保育の実施市町村は90ヶ園中63ヶ園（70%）へとあり，障害児通園施設を県内13カ所を16カ所へという数値目標を示した。

現状を示すと2002年9月現在，認可学童保育には6市町村8カ所に10名のなんらかのハンディを持った子どもが入会している。この数字は，学童保育の開設の増加にあわせ，今後大幅に増加するものと見られるが，人件費的に全く乏しい受け入れ加算措置であることからまったく状況の進展に及ばない。

(2)　障害児の年齢別人数

ところで，福島県内の養護教育についての県教育委員会『教育年報』および『学校統計要覧』によれば，盲聾養護学校の在籍者数（2000年）は小中高全体で1795人（小学部694名，中学部473名，高等部（本科専攻科含む）629名）であり，特殊学級は小学校581名，中学校320名，その86%が「知的障害」の種別で学級

が開設されている。また，「通級による指導」は300名でそのほとんどが小学校言語障害学級（95%）で，訪問教育は90名である。

こうした実数とともに，年齢別身障手帳の受給数を見ると，県全体で1万名を越え，うち18歳未満が2192名，うち小学校期817名，中学校期は465名である。これは，あくまでも子どもたちの地域生活を浮かび上がらせる数値ではなく一部を示すにほかならないが，多くのニーズがあることは否めない。

(3) 保育所の施策－就学前

一方，近年，保育所の動きが大きく変化し，ショートステイや延長保育，家庭支援，子育て支援の場になりつつある。そこでは「小学校に入って突然子どもの行き場がなくなる」という保護者の声が増大する。保育所などに付設されている「地域子育て支援センター」の相談に寄せられる内容も，遊び場やその集団づくり，情報交換よりも子育ての疲れやそのことによる家庭の機能困難，家族間の葛藤が多い。また小学校に入学してからの学校の対応の落差に対する不満なども目立つ。保育所や幼稚園での障害児受け入れが増加していきつつある一方で，小学校入学後の「受け皿」がとたんに不足し，あるいは送迎に困難を抱える家族が数多く生まれている。なお，福島市内のある子育て支援センターには常時90名を越える保護者（子どもたち）への対応がある。保育所（園）・幼稚園での障害児受け入れは，全県で，28ヶ園で33名である。

(4) 大状況の課題

上述した数字は，今日的な諸課題克服の分析的への問題提起に及ぶものではないが，いくつかの課題が見えてくる。第1に，就学前と学齢期以降の数値の把握に関する点を見ても，地域における発達保障，とくに乳幼児期と青年期の保障について希薄であることがあげられる。「子育てプラン」自身その対象が青年期には着目していないこともあるが，その連続性や継続性の端緒という設定は極めて弱い。第2に，学童保育や一時預かりは小学校時期のみに限定したものでは適切な居場所とはならない点である。学校が保育所的機能を持ち，寄宿舎で宿泊のない児童生徒がいるように，学校の登校時間の延長といったスタイルでの学童保育が存在している。これは今後増加する傾向にある。

そもそも，障害児の学童保育（的活動），地域生活支援は，3つのニーズに分類できる。

①保護者の就労の有無を問わず，原則としてその地域のすべての障害自社を対象とする放課後ケア。

②保護者の就労によって毎日の放課後の「保育に欠ける」障害児を対象とする「学童保育」。

③障害児を育てる家族の養育機能の支援と安定を目的とするレスパイトケア。

その意味からいうと，子育て世代の就労状況や意欲，職場復帰のニーズなど，女性の就労のM型構造とつなげて考える必要がある。そうした調査をふまえて論じていくことは今後に期する予定である。

2 「福島市障害者地域福祉協議会」の設立

これまでの「親の会」等による小規模作業所づくりと異なり，この協議会は1999年5月に福島市立福島養護学校の同年3月高等部卒業生家族が中心になり発足し，市内に3つの小規模作業所を立ち上げた組織である。この協議会ならびに作業所を立ち上げた人々の声は以下の『趣意書』に如実に語られている[4]。

「私たちはいま，障害者の立場からの福祉を目指して『福島市障害者地域福祉協議会』の名称で当面の活動として，地域小規模作業所の立ち上げのための活動をしております。

障害のある者が，学校教育終了と同時に将来の生活プランが空白になってしまう現状のなかで，親が病に伏したり又不幸にも没してしまった時，この子供達はどうなるのだようと，真剣に考えて眠れぬ日を過ごしたことがあったのではないでしょうか。

私たちも同様の体験から『自分達で何とかしなければ』との想いでこの活動に踏み出しました。困難なことが初めから山積しており，出発の段階から挫折しそうな状況のなかで，仲間同士が互いに励まし合い，知恵を絞って『作業所を作ろう』を合い言葉に協力者を募ったり，各行政機関に対して支援の働きかけをしているところです。

現在，福島市在住の知的障害者は1080余名といわれています。その中で在宅を余儀なくされ，家族の支援を受けて過ごしてる方が500名とも600名とも言われております。このことは教育機関を終了した者又は離職者に対する社会の公的な受け皿が不足していることを示すなにものでもありません。

この事実は障害者自身のみならず私たち親にとっても重大なことであり，行政の動きばかりを待てない現実であります。

障害者を含めて私たち親が創意と力を結集して行動を起こさなければならない。そして，私たちの活動を各行政関係並びに地域社会に対して訴えを起こし，理解を求めて行かなければ先が開けないと思うのです。

私たちは障害や地域の枠を越えて誰もが利用できる作業所作りをみんなの力で計画的・継続的に進めていきたいと言う考えを基盤にしております。

個人の力は弱小です。しかし，弱くても小さくても多くの賛同者が結集すれば迫力のあるパワーとなって機能するはず

です。
子供たちの明るい将来を夢見てみませんか。そしてその夢を現実のものとしようではありませんか。21世紀にそのほとんどを生きていく子供たちのために是非『あなた自身が参加する作業所作り』に参加し，ともに力を合わせて活動していきましょう。」

この趣意書文からもわかるように，障害を持って生まれてきた人々のライフステージ全体を見通した継続的地域生活支援と家族力動を中心に据えている。

また，発足準備の経緯については以下に概略を述べる。

目的
・障害者本人の立場からの福祉を推進する。
・障害者の日中活動の場を保障して計画的に作業所やグループホーム等の施設作りをして行く。
・障害者の家族ケアを大事にした福祉活動
・障害者の幼稚（乳幼児）期・学齢期・成人期・老年期までのトータルケアとしての福祉ネットワークづくり。
・障害を持っている誰もが，必要なときに利用できる福祉サービスづくり。
事業
・地域作業所つくり
・障害者本人とその家族への支援
・会員への福祉情報の提供
構成
・養護学校・特殊学級の保護者
・学齢前・学齢を越えた障害者の保護者
・この趣旨に賛同する人。

1999年度事業
5月　作業所設立委員会作り（例会月2回）
6月　作業所場所探し
7月　運営組織の明確化，利用者募集作業場所の確約と契約
8月　作業所所長の選出，業務・処遇内容，作業内容の決定
9月上旬　福島市に書類提出下旬福島市から福島県へ書類提出
10～翌年2月　指導員の募集選出
3月　開所準備・職員研修
4月　作業所開所

こうした運動と開設のテンポは一定通常のスタイルをもっているが，「趣意書」にも示されているように「障害者の幼稚（乳幼児）期・学齢期・成人期・老年期までのトータルケアとしての福祉ネットワークづくり」の表記に特徴がある。現在は，3年目を迎え，それぞれの利用者は6～10名程度で，市内の養護学校からの作業実習受け入れやボランティア，地域との交流，文化スポーツ活動，余暇活動など，課題も山積する中で明るく地域生活を送っている。

3　「わんわんクラブ」の活動

(1)　活動の始まり

そうした協議会の活動と小学部の低学年期からつながりを持っていた保護者らが，月2回の放課後活動や休日活動をはじめ，子どもの成長，親の負担軽減，悩みの交流，家族きょうだいのレスパイトケア，音楽セラピー，子どもたちの地域生活の支援をめざし「わんわんクラブ」が2000年2月に発足した。この会は，今後，養護学校や特殊学級の子どもたちが放課後や休日，長期休業中にのびのびと安全に楽しく生活する場をつくり，豊かな生活経験や社会的体験を育む地域的活動に取り組んでいる。主な活動をあげると以下のようになる。

・遊びを通した療育活動や音楽セラピー教室，文化的活動を日常的におこなっている。
・公共交通機関を活用した移動や買い物などの体験的学習を保護者やボランティアの介助でおこなっている（お泊まり会，プール，市内探検，動物と遊ぼう会，地域の子どもと遊ぼう会など）。
・保護者のレスパイトや就労保障への取り組み（地域の相談活動や市への交渉）。
・養護学校・特殊学級の在籍児童生徒に限らず同じ地域に住む子どもたちや住民と公民館などでの交流活動を積極的に進めている。
・就学前から高等部卒業までを見通した地域支援活動の情報交換や市内の養護学校，各親の会などとの連絡調整とネットワークづくり。
・社会福祉協議会からのボランティア受け入れとボランティア養成。

小学1年生から中学3年生の知的障害児，肢体不自由児など多様な障害・程度の子どもたち15名とその保護者，指導員，地域住民，学生などのボランティア（「福島大学子ども福祉ボランティア」登録17名），地域の協力者（民生委員，元教員を含む）26名がサポートし，養護学校の余裕教室や地域の公民館，市保健福祉センター，公園などの遊戯施設を活用し実績を積み上げている。2002年9月以降，それまでの月2回を毎週水曜日および月数回の土曜日活動，長期休業中の6日程度の野外・自然体験，社会体験活動を実施している。その際，きょうだいへの支援にも配慮をし，こうした子どもの居場所づくりとともに，地域の公民館主催による住民交流事業の企画運営や市民・学生向けのボランティア学習会を年数回おこない，2002年11月に

は県内初のフォーラムを開催するに至っている。また，県内外の障害児者の休日保障に取り組むグループ・団体との交流や学習活動も実施し，広く県内の保護者やボランティア，指導員のネットワークづくりとその拠点づくりに着手している。その中で，県内の保護者関係者からの相談にも応じている。

この会に関わるある母親は，小さい頃からあちらこちらの集会や学習会，養育・訓練会などを転々として，保育所や子育て支援施設の一時預かりなどめまぐるしい生活をこなしてきたことを淡々と語る。その姿は，この方にとって実は子どもを介した人的ネットワークであったという。

(2) 「福島大学こども福祉ボランティア」の声

このわんわんクラブや先の小規模作業所に関わる福島大学の学生ボランティアA君の記録を見てみる。

「わんわんクラブ」の活動の開始当初は，子どもたちもボランティアもお互いなれていないということもあり，今振り返ると何ともぎこちないかたちでのスタートでした。主に子どもと遊ぶことが私たちの活動の中心ではあるのですが，子どもについて全く知らなかったことに加え，障害のある子どもという意識がどこかにあり，なかなか子どもとの遊びに発展せずに時間が過ぎていったようにも感じられました。私たちがこのような状態であったことを考えると，子どもたちはそれ以上に不安な気持ちで過ごしていたのではないかと思います。そういった状態を考慮してか，はじめの数ヶ月は親さんも一緒について活動を行っていました。もちろん，見ず知らずのボランティアにいきなり我が子をあずけられませんし，そうすることが当たり前のこととも取れるのですが，その状態は私たちボランティアにとっては悩みの種でもありました。（中略）現在では親さんは分離し，完全あずかりも行われ，本来の「わんわんクラブ」の目的へと近づきつつありますが，親さんとボランティアの間での遠慮はまだまだ消えたとは言えません。親であるから知っていること，感じていることについて聞くことで私たちが学べることは多いと思いますし，親さんとボランティアの関係が密になることは，活動の上でも重要です。「わんわんクラブ」をよりよきものにするためにも，親さんとボランティアが話せる場について考えていくべきだと感じています。

子どもとボランティアのペアは毎回同じわけではないのですが，回数を重ねるごとに私たちも子どもの名前やどのような子であるかなどを知っていき，子どもも私たちの存在について認知してくれるようになりました。活動についても，ビデオなどを見ることはほとんどなくなり，子どもたちの意志を大切にしながら，屋内外での遊具を用いての遊びを中心に行うようになりました。夏にはプールにも入り，子どもたちの喜びはしゃぐ姿が多く見られます。親さん，またはボランティアによる「設定遊び」も行われ，時期にあった制作活動や紙芝居などに興味をもった子どもたちが参加します。最近では私たちで土粘土遊びを設定し，全身を使って粘土に触れること，各々の発達に応じた遊びを行うことを目的として活動しました。一生懸命制作する子もいれば，粘土をおしりにしいてはしゃぐ子や投げつけて遊ぶ子もいます。どのように遊んでも自由ですし，楽しく笑顔で行える活動はすべて褒める気持ちでかかわりました。おもしろい活動や遊びに出会った子どもたちの様子は実にいきいきとしています。言葉が少ない子であっても，何かに夢中になり，楽しんでいる表情から，その子の気持ちが伝わってくると感じることも多くあり，そういった時の子どもとボランティアのかかわりは特に充実します。子どもが主体性をもって活動に取り組む姿が見られることからも，楽しむことから引き出される力というものは大きいのだなと感じさせられます。（中略）

一年と数ヶ月の活動で，「わんわんクラブ」にかかわるボランティアの人数も増え，子どもたちもたくさんの人々の中で活動ができるようになりました。複数のボランティアグループがかかわっていることからなかなか連携はとれませんが，なれた顔ぶれではボランティア同士の会話も活動中に行われ，「わんわんクラブ」によってたくさんのつながりが生まれています。地域を巻き込み，そして地域に愛される「わんわんクラブ」であるためにも，活動を通してつながる人と人との関係は大切にしていきたいと思いますし，そういったつながりが私たちの活動や学びをより大きくするきっかけになると考えています。

障害のある子はどうしても禁止や指示によって行動を制限されてしまい，子どもの自由な行動というものができないことが多くなりがちです。私の本音としては，危険なことも悪いことも，少しぐらいならやらせておいてもいいのではないかと思っています。そういった行動から学ぶことが私自身多かったということもあり，何よりも自分の行動に責任をもつ，自分を知って自分を守る，自分の殻をやぶって可能性を広げるといった，自立，または自律につながる成長ができると感じているからです。もちろん身の危険にかかわったり，犯罪行為につながったりするような行動はさせてはいけませんし，社会性ある行動も大切にせねばなりませんが，周りの目が気になる，またはこうなってほしいといった，子どもの思いに関係のない行動の制限だけは絶対にしたくはありません。子どもの主体性が大人によって奪われるということだけはあってはならないと思います。そうは思っていても，子どもの行動に対して大人としてどこまで認めるかということは実に難しく，結局は夜も眠れぬ日々へとたどり着いてしまいます。「お兄ちゃん。」と言って駆け寄ってくるこの子は，はっきり言って可愛くてしかたありません。こちらも嬉しくなって体力の続くうちは抱っこしてあげたくなります。しかし，可愛いから何でもするということはけしてよいこととは言えません。子どもの要求，意志を大切にしたいという思いから抱っこをし続けることが望ましいのかということについて，私はこの子が抱っこのなかで要求していることは何なのかという

ことを考えるようになりました。

抱きかかえて目を合わせ，お互いにほほえあいます。私の鼻をつまむなどのいたずらをして喜び，注意をしたり軽くつまみ返したりするとさらに喜びます。もし疲れるなどして嫌々ながら抱っこしようとすると，こちらの気持ちを感じ取ってか全く笑わずに他の人へと向かっていってしまいます。子どもは自分の気持ちを映す鏡のようにも思えます。こうしたやりとりの中で，この子は「自分に注意を向けさせたい，コミュニケーションをとりたい」という思いがあるのではないかと感じるようになりました。子ども同士のやりとりにおいても，相手をたたいたり，引っ張ったりしてしまって逃げられる，周りから叱られるということが多く，なかなかうまく関係をつくれません。ボランティアであっても，抱っこしてくれる人や積極的にかかわろうとする人でない限りは，なかなかかかわりあえないようにも見られます。私はこの子の積極的に人とかかわろうとする行為をできるだけ大切にし，「やさしく」と声をかける程度にするようにしました。

まだまだ子ども同士のコミュニケーションはうまくとれず，叱られて「抱っこして。」と逃げてくることもしばしばですが，最近はたたかれて逃げていた子がたたき返す，しかも力の加減もできており，お互いに笑いながらたたきあっているという光景が見られるようになりました。体つきはもちろん，精神的な面における成長というものも大きく感じます。激しいやりとりが行われていますが，抱っこの回数も減り，以前よりも多くの遊びにも興味をもつようにもなりました。少しずつ成長する姿をこれからも見守っていきたいと思います。この一年を通して，子どもがより「幸せ」と感じられるような活動を展開できるようにサポートすることが，ボランティアとして私たちのすべき事だということを学びました。「わんわんクラブ」は，子どももボランティアもみんな一緒に育っていけるところだとつくづく感じます。これからも「わんわんクラブ」での活動を通して，より多くの事を学んでいきたいと思っています。

「福島大学こども福祉ボランティア」

子どもを相手にするボランティアであるということ，そして活動にかかわる講演会等の参加もあり，車での移動が多いことから，今年度からボランティア保険に加入することになりました。また，活動に関しての連絡や話し合いのできる時間を設けることの必要性も出てきました。こういったことから，単に「わんわんクラブ」などにかかわる学生ボランティアではなく，正式なボランティア団体として活動しようということになり，今年度の五月，「福島大学こども福祉学生ボランティア」として市社協へと登録しました。名前の通り，子どもの幸せのために活動する団体のはずなのですが，実際のところ子どもの笑顔から自分たちが幸せにされていることも事実であり，果たしてボランティア活動と言えるのかどうかは疑わしくも思えます。

一年と数ヶ月の「わんわんクラブ」における活動を通して学んだことは，実に新鮮なことであり，そしてそれは実に当たり前のことでもありました。障害という言葉に偏見をもっていた者は，「障害があってもみんな同じ人間だ」ということを感じ，また障害についての知識がいくらかあった者は，「同じ障害をもっていても全然違う」ということを，実践を通して学ぶことができました。イメージから型にはめてしまっていたことが実に愚かに感じられるくらいに，「わんわんクラブ」の子どもたちは豊かな心と表情をもっています。時間を共有すればするほど，こちらが理解しようとすればするほどそれは強く感じることができます。親さんにはこの子たちをどんどん地域に出してあげてほしく思います。いや，むしろ誇りをもって出すべきだと思います。子どもたちの世界が広がることはもちろんのこと，障害理解を広めるきっかけにもなるのです。私たちにも幸せとやる気を与えてくれます。お互いに理解しようとする気持ちがあれば，障害に関係なく人間が共存する社会はおのずとできていくものだと思います。万人の理解と，個人に応じた支援さえ調うのならば，障害児・者といった言葉も必要なくなるかもしれません。私たちはその架け橋となるような，子どもの明るい未来を切り開くきっかけになれるような活動をしていきたいと思っています。子どもたちの笑顔と，親さんのがんばり，そして私たちの想いを原動力とし，これからも「わんわんクラブ」と共に地域にたくさんの笑顔が増えることを目指して，「福島大学こども福祉ボランティア」は活動を続けていきます。

4　仙台市のコスモスクラブの取り組み

(1)　障害児学童保育からの出発

またこのわんわんクラブが学習を進めてきた過程で見学視察（2002年6月）に出向いた仙台市のコスモスクラブは，「留守家庭児童補導事業及び児童館クラブ」で設置されている学童保育事業を児童の放課後生活を充実させる学童保育を確立し，障害児を受け入れる制度と体制と障害児の放課後や長期休業の生活を充実させるために公的援助の体制を確立させている。春休みや夏休みのなどの休業中に2－3日ずつ，親や学生ボランティアの手で始まった。

(2)　危機からの気づき（代表からの聞き取りより）

「養護学校と家との往復のみという我が子との生活において，なにかできないものか。そんなときに，市民プールがあり，頻繁に出かけていった。しかし，自分自身の疲れに気がつかず，入院を余儀なくされた。そのとき，我が子をケアするひとが誰もいないことに気がついたという。はじめは知的障害の施設にショートステイをお願いした。安静にしておくようにといわれ入院していても気になる。子どもの家庭と学校以外の生活に対しての親の不安である。そのときに放課後のケアの場があればという危機からの気づき，そして気づきから行動へ，運動へという筋道があった。当初，他の親に相談しても誰もが皆目見当がつかない状況で，東京での例を話しながらまず3人集まればできるというところからはじまった。

最初はいろいろな人に呼びかけ，障害児の学童保育をつくる会として新聞で呼びかけ，40名近くの人が集まった。今から運動を起こしたいという話に対して，すでにそういった場所があって活動が始まっていると思われていたいうのが現状であった。一緒にはじめましょうという呼びかけには賛同者がいなかった。また，署名運動をし要望書をつくり市に働きかけても動きはなかった。しかし，まず，1年ほどサークル活動を通じて実践にし，それをいろいろなところで報告をしていった。こうした報告書を春，夏，秋，冬とつくって冊子にしていった。場合によってはそれを市に提出した。市への交渉では回数を重ね，常にこちらからでかけ，それぞれの時期にこまめにコミュニケーションをはかっていった。

市へ要望を出すのときのこつとして，当事者が本当に大変だということを丁寧に伝え，それがどのようなところなのかを的確に示していくことにある。」

1つのサークルだけには市の支援はできないといった風潮を破り，制度をつくって大勢の人にも子どもたちの場を創っていってほしいという自分たちのプランを提案し続けてきた。その過程で，具体策を提出したときに行政担当者から喜ばれたという経緯があった。現在では他に3つの拠点ができネットワーク化がはじまっている。この活動の特徴はまず，制度を行政でつくり，その制度に乗って多くの活動グループが名乗りを上げ，利用者が増え，各地にできるようにしてきたことである。そして，具体的なプランをみずから提示していったことにある。このクラブが目指したものは以下の点である。1998年12月の時点，1999年4月の予算獲得後のものである。

- 送迎を保障する。
- M区に庭付き一戸建てを確保し，学童保育の実践をクラブの拠点とする。
- 学童保育の運営委員会を設置し，運営主体とする。
- 指導員として，正規職員3名，アルバイト指導員10名，ボランティア多数をおく。
- 対象児は小学校1年～高等部3年，1日あたり7－10名受け入れ
- 開設日等は月曜日～金曜日13時～17時
- 指導員の給与や家賃は市の補助金を受ける
- 教材費，光熱費，おやつ代は利用者が負担する。

（障害保険福祉課への要望の中で）

- 日時　月曜日から金曜日，第1第3第5土曜日，13－17時
- 場所　コスモスクラブ拠点M区の一軒家
- 会員　小学校1年生～高等部3年生
- 指導員　常勤3人　パート3人
- 運営資金　仙台市からの補助金，入会金，年会費，利用料

以下の表1は具体的な運営を示したもので文末の資料は仙台市の規定である。

（表1）　平成14年度　コスモスクラブ事業計画（案）

1．放課後ケア事業

(1)　開設予定日（合計　263日間）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
登校	16	21	20	15	5	19	22	20	15	17	19	15
土曜	2	3	5	2	1	4	4	4	2	3	4	4
長期	4			5	8				2			2
合計日数	22	24	25	22	14	23	26	24	19	20	23	21

※登校……学校登校日　（合計　204日間）
土曜……土曜開設日
長期……長期休日に開設する日

(2)　場所　コスモクラブ

(3)　内容

	学校登校日	土曜日ケア	長期休業中
利用時間	14：00～17：00	14：00～17：00	14：00～17：00 13：00～17：30
利用人数	1日9人	1日6人	1日9人
指導員体制	指導員　5人 アルバイト指導員　1人 ボランティア　数人	指導員　1人 アルバイト指導員　2人 ボランティア　5人	指導員　4人 ボランティア　6人

2．長期休暇期間ケア事業

(1)　開設予定日（合計　9日間）

場所	福祉センター	光明養護学校
夏季	3日間	3日間
冬季	1日間	
春季	2日間	

(3)　内容

利用時間	10：00～14：30
利用人数	1日　20人
指導員体制	指導員　4人 ボランティア　26人

(3)　これからの課題

まずクラブ関係者が問題点としてあげているのは，送迎の問題である。送迎（移動）が不完全で，親の就労が十分に保障できないことや拠点が遠いのでいつも通えないという問題がある。また，運営の中心が親のため負担がかかりすぎること，家賃の全額保障がないため運営費への圧迫があること，指導員の給与保障や待遇面での改善が図れないなどがある。

今後の課題としては，送迎や財政的援助指導員の専門職としての研修をおこなう上での公的支援の充実，学習会や話し合いの組織化など保護者の連携を強めること，他の障害児学童保育グループとの連携や情報交

換，小地域ごとに拠点を増やすことをあげている。具体的には，レスパイトケアの施設確保，車での送り迎え有料事業の団体，長期休業中の養護学校の施設開放，常時40－30人のボランティアの確保などがある。

また，内容面では，年齢が高くなり，二間に15人では，雨の日などは困難になること，地域の理解，つまり様々なクレーム（騒音や声）やボランティアのマナーなど(車の行列，携帯，地域の応援）について社会的ルールの重要性もあげられる。勝手な思いこみ，応援していると思いが，様々な課題の背景にはある。自分たちでまとめていくこと。その他に，教育委員会との連携など諸機関との関係調整もあるが，現実的には緊急時の対応とそのマニュアル化である。

今後，このクラブではレスパイト事業は別途事業化し，作業所，宿泊，短時間ケアなどへの登録をはじめる準備に取りかかっている。レスパイトケアの事業は，すでに母子通園施設，作業所でおこなわれており，1時間500円1泊4000円で次の日施設におくるところがある。したがって，新たにできる作業所は，いずれにしても休憩室や風呂などを完備するようにしている。レスパイトケアができる準備である。現在，送迎は，法人化されている小規模作業所のみになっている。

5　千葉・佐倉市の取り組みから

(1)「あかとんぼクラブ」設立の経緯[5]

1997年7月にI養護学校の教師有志が子どもたちの放課後や長期休業中の生活のばをつくろうと他府県の動向調査や施設見学，文献研究，役所まわりをはじめ，9月に養護学校の保護者向けに意識調査を実施，小学部の保護者（回収率90%）より，子どもの放課後休日の生活の場がほしいという結果を得た。構内での説明会を経て，「作る会」への気運が高まった。10月には地域の公民館で「作る会」を旗揚げし，翌年の4月をめどに，30名を越える保護者関係者での作業分担がはじまる。1998年4月，地域の知的障害者更正施設の一室を借りて，同クラブを開所式を挙行，首長の参加を得て，スタッフ3名，1日保育定員7名でスタートした。5月には一戸建て（風呂トイレ付き）と中古のワゴンを購入し，養護学校への送迎も開始した。1999年7月に夏期休業中の利用者が増加したことに伴い，行政の許可を得て，公共施設を40日間，無償で占有。9月に知事よりＮＰＯを取得し，市当局との交渉の舞台に立つ。12月利用者のさらなる増加により，拠点の移転を検討し，バザー等を通じて，屋内のバリアフリー化の改装をおこない，翌年4月に移転。敷地300坪建坪約100坪の物件をベースに1日の定員15名，スタッフ10－8名となり，同時に地域市町村からの補助金の交付がはじまる。2000年5月翌年4月に送迎用ワゴン車や車椅子リフトつきワゴンの寄付を得た。

(2)　レスパイト，親の就労支援，子どもの発達（自立）支援の3本柱

この「あかとんぼ」設立の特徴の1つに，障害児者を対象にした地域のレスパイケアや社会福祉法人のデイケア，たとえば，在宅介護支援や保護者の就労支援だけでなく，家庭や学校以外の地域における生活の場づくり（第3の生活の場）と仲間集団の中での育つ経験を保障しようという視点がある。近年の学童保育への障害児の受け入れ促進事業（助成金の加算）や「全児童対策事業」，通所・入所施設でのレスパイトケア，あるいはそれぞれの親の会やサークル活動によるイベント的定期的な「余暇・レクレーション」活動は，実数として小規模ながら急速に拡大している。

しかし，毎日の開設や送迎，スタッフ・指導員の確保，維持といった基盤となる課題とともに，運営費の悩みやそれを克服する恒久的な諸制度の確立，なんといっても保護者－教師の枠を越えた共同が様々な段階において課題となる。その点で，県庁内に障害児の放課後を考える連絡会議を結成させるなどは示唆に富むものであった。

福祉・教育行政関係者の中には，どうして障害児の放課後まで考えないといけないのかという意識が少なくない。障害児は母親が家庭でみて当たり前。ノーマライゼーションの時代に障害者を分離するのはいけない，など市民の意識にも差異がある。しかし，障害児の中で健常児が遊ぶ姿も成立しうるという視点は，重要であろう。報告者は，居場所から専門の学童づくり，「レスパイト，親の就労支援，子どもの発達保障」の3本立て，そして家庭－学校－地域生活のつながりの中で，学校や家庭の延長という枠組みから独自に拓かれる生活世界を構想している。今後の課題として，全国的規模での放課後ケア組織，連絡協議会の立ち上げつつ，法律の設置において，障害児者とその家族に不可欠な入所年齢条件の緩和や保護者の就労の有無を問わない，本来の「全児童」構想を明確にしていく時期にある。

次へのステップへの課題として，どんな説明概念でもって他者との共同をはかるのか，活動での独自の育ちのプログラム，つまり家庭でも学校でもない地域で

の発達保障の内実を深めることになる。

(3) 市の福祉行政にとって必要だという観点

保護者と学校・教師とのコミュニケーションを基礎に，学校，家庭，地域での内容的整合性を強めつつ，そんな中で，養護学校の放課後保障を行政の視野にいれていく取り組みが同時に並行している。あかとんぼが補助をもらうまで，しつこく通う，手渡しで資料を持っていく。定期的な首長交渉，障害福祉課に全体として理解してもらうという行動原則が貫かれている。「楽をする」ではなく介護者がほっとできる場（厚生省）としてのレスパイト概念を活かし，ロビー活動，市長との懇談，ＮＰＯ法人格の取得等による行政の認可を取り付けていった。知的障害児施設でのデイサービスの活用や併用を通じて，ただ預かるから安全であることへの橋渡し，そして行政に働きかけるときの受けのいい口上としてＤＶなどで措置入所，母子家庭への補助金，税金がやすくすむ，措置の時代から安くあがるなどがある。

また，プログラム，自由遊びのあり方として，好きな遊びができるできないが顕著な子どもたちにとって，学校でやれないことをつかむために学校の教師が持っているアドバイスを得たり，自由な遊びの中で，子ども同士が関わって発達保障を促す視点に着目している。また，学校ではストレスが高く，緊張感があることに対して真摯に受け止め，ここにきたらこれをするという目的意識を持つ，あるいは見つけてあげる努力が払われている。アート関係者や違う回路の人々というように，親と教師しかいない生活から，福祉，看護，玄人の参加を得ることの重要性がある。楽しさ，就労，喜び，就労の連続性，知的障害者の厚生施設職員から機関連携の声，教師もいろいろな経験をさせてあげたい。お願いして助けられる関係から働きかける関係への転換は大学生や高校生にとって，知らない世界にボランティアを通してはいり，関わりを持ち，養護学校での週休活動の発展と高校生の参加など，いろいろな年齢層が関わり合うことによって今までにない刺激を得ることができる。

（表２）「一般学童保育」の障害児受け入れに対する都道府県単独事業の実施状況（2002年度）

＜2002年７月　全国学童保育連絡協議会調べ＞

都道府県	事業名称	担当課	発足年度	事業内容
東京都	学童クラブ事業運営費補助	子育て推進課	1962年度	障害児（１人から，児童１人年間40.4万円）
滋賀県	児童健全育成事業費補助金	児童家庭課	1976年度	障害児（1人から3人まで単価10万円，４人以上は71万円だが国庫補助対象外のみ対象）
埼玉県	埼玉県放課後児童健全育成事業	こども家庭課	1986年度	障害児（３人以上，人件費97.8万円、賠償責任保険料１万円）
岐阜県	ミニ児童クラブサポート事業	児童家庭課	1995年度	障害児（１人から，単価65.2万円）
山口県	児童クラブ交流ふれあい推進事業	児童家庭課	1995年度	障害児（１人から対象，２人以下は単価月額7.9万円、３人以上は単価月13.9万円）
徳島県	国庫補助対象外の学童保育クラブの活動事業	こども未来課	1996年度	障害児（単価は一人障害児一人につき月37310円）
群馬県	学童保育対策事業	青少年こども課	1997年度	障害児（１人から，単価45.6万）
北海道	放課後児童特別対策事業	児童家庭課	1998年度	障害児（２名以上，113万円から）
大阪府	放課後児童健全育成事業	児童家庭課	1998年度	障害児（４人から対象で４人毎に単価116.9万円）
島根県	島根県放課後児童対策事業	青少年家庭課	1998年度	障害児（１人から３人まで，単価76.5万円）
広島県	障害児受入放課後児童クラブ運営事業	児童支援室	1998年度	障害児（１人から，単価は加配職員一人当たり91.2万円）
高知県	高知県放課後児童健全育成事業	こども課	1998年度	障害児（一人から単価月1.6万円）
山形県	障害児受入促進事業	児童家庭課	1999年度	障害児（２名以上，単価59万）
福井県	心身障害児児童クラブ育成事業	障害福祉課	1999年度	障害児（１人から，一人年間10万円）
香川県	放課後児童クラブ設置・育成事業	子育て支援課	1999年度	障害児（１人から３人まで，一人月額38250円）
大分県	小規模児童クラブ助成等事業	子育て支援課	1999年度	障害児（一人につき月１万円）
沖縄県	沖縄県放課後児童対策事業	青少年児童家庭課	1999年度	障害児（２人以上，単価68万円）
岩手県	放課後児童健全育成支援事業	児童家庭課	2000年度	障害児（１名以上単価91.8万）
秋田県	小規模放課後児童健全育成事業	子育て支援課	2000年度	障害児（１名から単価63.5万）
石川県	放課児童クラブ事業	子育て支援課	2000年度	障害児（１人以上，単価97.8万）
鳥取県	小規模放課後児童クフブ事業	子ども家庭課	2000年度	障害児（１人以上，単価111.2万円）
福島県	福島県放課後児童クラブ障害児受入支援事業	児童家庭課	2001年度	障害児（２名以上，単価47.4万円）
栃木県	放課後児童健全育成事業	児童家庭課	2001年度	障害児（１人年額17.7万，３人まで）
千葉県	児童クラブ障害児受入事業	児童家庭課	2002年度	障害児（１人の場合年額15万円，２－３人の場合年額30万円
富山県	富山県放課後児童対策事業	児童青年家庭課	2002年度	障害児（２人から単価17.7万円，02年度から）
長野県	児童クラブ事業（県単）	青少年家庭課	2002年度	障害児（４人から単価54.8万，02年度から）
岡山県	岡山県学童地域支援事業	子育て支援課	2002年度	障害児（１人以上で指導員加配の場合，単価71万円）
長崎県	障害児受け入れ促進事業	児童家庭課	2002年度	障害児（１人から３人まで，単価53.2万円）
青森県	障害児受入促進事業	こどもみらい課	2002年度	障害児（1人から3人まで一人年間17.6万円，４人以上＜国庫対象除く＞年間71万円

6　県内の聞き取り

(1)　学童保育指導員

子どもが安心して通える学童保育，とくに障害児学童の運営には，いずれの指導員も困りごとや悩みが多い。これは同時に保護者にとっても同様である特に指導員にとっては，10数名から60－70人規模の施設に対して，加算措置が事業として進んでいる。表2のように全国的な動きから見てもわかるように，1名以上～4名以上として単価計算がなされている。新たな指導員の雇い入れはもっぱら困難なことに加えて，専門性に関する不安定さがある。1人の子どもに場合によれば数名の人員が必要になることは珍しくない。しかも，学校とは違い放課後の生活の場として，例えば1年生の時はよくても，2年生になって下級生が入会してきたときの周りの子からの期待や要求への対応といった子ども集団への指導性や遊びの性質や内容の関係の転換が不可欠になる。優れた保育実践を積み上げているところも少なくないが，送迎という業務の設定や施設設備の安全性の確保などソフト・ハード面において，「安全」という枠組みが今よりもさらに問われてくる。

一方で近年の「全児童対策事業」の流れにも注意を要する。この事業は児童館などの大規模施設に子どもたちを収容しようとする動きで，小地域における障害児放課後事業の展開に大きくブレーキをかける懸念がある。

(2)　障害者地域生活支援センター

県内での近年の動きでは，障害児者の地域生活支援センターの展開がある。その1つ，郡山の「にっこりハウス」では，「かゆいところに手が届き，実際に使える福祉サービス」を合い言葉に，主に知的障害や重度心身障害のある人へのレスパイトケアとして，「タイムケア（一時預かり・派遣）サービス」と「移送（送迎）サービス」，そして各種の活動として学習会の開催やケアボランティアの養成，地域での啓発活動などに取り組んでいる。登録サポーターを配置し，利用者は会員登録で年会費，利用料で運営を展開している。この活動が次年度以降の「支援費」制度の導入と関わりながら，福島においても障害児者の居場所づくりに大きく貢献するものと思われる。

「支援費」については，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法と並ぶ児童福祉法の障害児関係に限定して，「居宅生活支援」のなかで児童居宅介護等事業，児童デアサービス事業，児童短期入所事業をこの制度の対象サービスに組み入れていくことが考えられる。ただ，この制度が持つ様々な制約，例えば住居施設の面積など，拡張等に経費を投入してもそれだけの運営費を工面できるかどうかあまりにも不透明である。

また，会津若松のＮＰＯ法人障害者地域生活支援センター「マカセッセ」はこれまで近隣の養護学校の保護者がおこなっていた休日の文化活動を土台として，「地域で暮らす障害児・者やその家族の方々に『安心』・『手軽』『便利』な介護サービスを提供し，福祉の向上を図ること」を目的としている。知的障害児者の一時預かり，長期休業中の生活訓練事業，将来的には生活ホームやホームヘルパー派遣も視野に入れ，年会費と利用料，朝7時から夜9時のタイムケアーを設定している。2002年より市の補助を受け始動した。

福島県内にはこうした「事業所」や生活訓練サークルの施設など30近い動きが認められる。しかし，経営面での不十分さをその団体や個人的な努力によって「歯を食いしばって」がんばっている姿がある。地域生活支援のボランティアなのか，それとも1事業としての運営なのか，ＮＰＯであるかどうかに関わらず，これまでの障害児者活動に向ける一定の意識づくりはまだまだ残された課題である。

(3)　養護学校の開放事業

養護学校での教師と保護者連携のアフタースクール，5日制対応事業はいくつかできはじめている。放課後問題や家族のケア・レスパイトのニーズについての調査をおこなう養護学校も少なくない。

休日は家族と過ごすことが多く，地域の中で過ごすという段階にいたってはいない。そんな中で，障害児が一人で参加できる活動と環境づくりが急がれる。特に県内の養護学校では高等部設置後，はじめての卒業生を世に送り，社会参加への具体的手だてが緊急の課題となっている。

Ａ養護学校のアンケート調査によれば，学校週5日制の完全実施後の休日の過ごし方について，家族，きょうだいやテレビゲームなどが約50%家族で外出や近所の公園などでは25%であり，家族と一緒に積極的に休日のサークル活動などに参加しているのは10%弱となっている。サークル活動参加への配慮事項としてもっとも多いのはボランティアの必要（40%），指導者が必要（30%），次に障害児への理解15%あと，施設設備が7%，きょうだいも参加可能なことが5%とある。また，地域で参加したいサークルがない。80%余

暇にスポーツや文化的活動をしたいと考えている。サークル活動に参加する際に必要な条件とし，ボランティア，指導者が必要という回答が70%であった。

一方，公民館などは児童生徒が参加できるとしているが，円滑に活動するための条件として保護者同伴，ボランティアの必要が90%となり，大きな溝のがここにある。意識としてサークルの設立が50%，ＰＴＡの地域ごとの会合の活用35%，その反面，地域施設の活用や学童保育は数%の現状である。学校施設開放65%，地域活動参加への情報提供，学年保護者会の組織化，課外活動の充実，教師の積極的な地域ボランティアも議論の１つになろう。地域で参加したいサークルはありますかという問いでは８割近くが「ない」と答えている。参加したいものといしては，スポーツとして軽運動，スイミング，ボウリング，文化活動としては，演劇や音楽の鑑賞である。一方関係機関は70%が利用可能としているが，保護者同伴50%，ボランティアが必要42%というように解放はできるが制約が大きい。また，ボランティアの集まり具合や日程で動く，利用者の側の日程で動くのではなく，利用者からの調整機能が必要になっている。

(4) ADHDの会の保護者より

現在，通常学校には6.3人の割合で，学習障害や注意欠陥多動性の子ども，高機能自閉症が想定されるという文部科学省の調査結果がある。この数字は学齢児童生徒に対する1.3%の障害児というこれまでの障害児把握を塗り替え，大きく教育課題となり，「特別なニーズを持つ子ども」として放課後，休日問題に直結してくる。この親の会の方々の声をまとめると，以下の点が上げられる。

第１に，AD/HDのある子どもたちを安心して通わせられる学童保育が必要，障害の特性を理解し，対応（パニック時や投薬管理の）できる人材の配置。また，『遊びの教室』＝子ども同士，友だちとして関われる場所という点から，学童保育とは別に，どんな子でも遊ぶために集まれる場所，例えば，「越境で特殊学級に通わせていると，地元の子どもたちとの関わりはほとんどなくなってしまい，放課後遊ぶ相手が近所にいない状況にある。もともとソーシャルスキルの能力の低い子たちなのに，それを高めるための体験を積む場が不足しています。毎日でなくても良い，週に一度，土曜日だけでも良いから「遊びの教室」みたいなものがあって，そこでソーシャルスキルを高めていければと考えられている」。そのためには，専門のスタッフは必須である。

第２にAD/HDの特性に合わせた，学習を補う場の確保である。「一般の学習塾での学習対応では，AD/HDの子どもには不十分なことが多く，子どもの能力が高かったり，家庭でのフォローがしっかりしていれば良いが両親が仕事を持っていて子どもの家庭学習に時間が割けなかったりすると学習塾に通いながらも，学習が遅れていくようになる。学校でのAD/HDへの理解・対応もまだまだという感じだが学習塾に至っては，もっと理解が立ち後れているように思える。発達障害を持っていて，学校での学習が遅れ気味な子どもたちは放課後，塾に通うことが多いという現状がある」。「量より質」「視覚優先の指導」「変化と柔軟性に富む学習」等々AD/HDの特性に合わせた補助学習の場が必要になる。

第３に，「家族のケア・レスパイトとして，休日等にAD/HDのある子を安心して預けられる場所が欲しい，例えば学校が休みの日に例会や講演会などがあるとき，子どもたちをどうするかは本当に大きな問題です。ボランティアさんに，AD/HD児は託児できないと言われたことで，例会にも参加できなくなったメンバーも少なくない」。

第４にAD/HDのある子どもについて相談できる，専門の機関として，今ある相談施設は，どこも知識不十分。具体的な対応を指導できる場所の確保がある。「子どもや家族と長く付き合ってくれる指導機関。福島県のほとんどの病院は，投薬はできても，療育指導はできないため，そこを補う機関が絶対に必要になる」。

そのほかに，医療・学校・家庭（・本人）の間を取り持つコーディネーターが，日本にも必要になるとの指摘があった。これは，学校ソーシャルワーカーの必要性である。学習障害や高機能自閉症など通常学校に在籍する特別なニーズを持つ子どもについても視野が必要であり，LD児障害児者の親の会，アスペルガー児の親の会などでも同様の声が聞かれる。

7　今後の展開

(1) ケア計画への要望プラン策定へ

障害というハンディは一生の継続的なケアを必要とし，入所，利用に年限の枠を持たない施設利用，ライフステージ全体を見通したケアマネジメントが保障された生活の場が不可欠である。以下に私論を提示する。

「障害児放課後・休日ケア事業」の新規設置に関する計画書
現在，養護学校の卒業後については小規模作業所や就労支

援の面で，行政関係の方々にご奮闘いただき一定の成果を収めております。また，市内の放課後児童健全育成事業（一般学童保育）において，障害児の受け入れに対する補助金事業など一つ一つ障害を持つ子どもの市民への社会サービスが整いつつあります。

しかし，一方で，障害児にとって安全で安心して預けることのできる放課後・休日生活を過ごす「障害児放課後学童保育」には至っておりません。学校週5日制の完全実施をふまえ，障害の程度や有無に関わらずすべての子どもがともに遊び育ちあう環境づくりの中で，重度心身障害や1対1の対応を必要とする子どもたちは行き場のないのが現状です。

また，従来の放課後学童クラブには小学校1年生から6年生という規定があります。しかしながら，障害という福祉的ニーズを持つ子どもたちやその家族にとって，18歳までの学齢期全体にわたる放課後や余暇活動へのケアを必要とし，同時に保護者のレスパイトや地域生活支援の面で，別途に固有性を持った施設環境（設備・人材）が必要になります。あわせて，養護学校あるいは特殊学級での生活と家庭での生活という2つの生活場面に限定されがちな状況がほとんどであり，地域での遊びや養育を欠いた状況にあります。

そして，身体障害や知的障害など，その養育・指導において，専門的な力量を持った指導員やボランティアの確保が不可欠になります。福祉的医療的ケアをも担える人材を確保していく人件費等の維持が目下の厳しい現実です。

(2)　新規「モデル事業」

こうした障害児の放課後活動を支える公的な事業として以下のような複数のプランが考えられる実施形態を図解したものが（表3・愛知県立大学田中良三氏より）である。

プラン1：障害児放課後休日ケア支援事業

①　放課後ケア事業

小中学校及び盲聾養護学校に在籍する特別なニーズを持つ子どもが放課後や土曜日，長期休業中に家庭や学校以外の場で，適切な指導のもと，地域ボランティアや保護者，友達との交流を通して，遊びや生活経験を広げることにより，社会参加を促進することを目的とする。

実施曜日－月曜日から土曜日（週4日以上開設）

定員－日々の利用人数　5人

内容－家庭や学校以外の遊び場，様々な生活・を提供する。

②　長期休暇ケア事業

実施期間－春・夏・冬季の学校休暇期間に5日以上10日以内の活動

定員－毎回の利用人数5人以上

内容－家庭や学校以外の遊び場や公的施設における生活・社会経験を提供する。

＊いずれも，開設者は保護者を中心とする運営委員会方式

プラン2　養護学校アフタースクール支援事業

養護学校の通学児童生徒を対象として，余裕教室などを活用し，放課後の保護，指導を行い，その家族が安心して生活できるようにする。（開設内容は1と同じ）。サマースクールの実施。

プラン3　一般放課後学童クラブに別途，障害児学童クラブを併設する事業

市内の特殊学級や養護学校の在籍者で，居住地域でのケアが必要な家族にとって，望まれるものです。開設設内容は「放課後学童クラブ」に準じる。

プラン4　既設小規模作業所でショートステイ・デイサービス

プラン5　地域サークルへの助成補助

本来はすべての子どもたちの地域生活を豊かにする取り組みであり，有料の治療的訓練会やトレーニング，レクレーション活動のグループに対して，一定の補助をする。

＊いずれにおいても，人件費と事業費への補助。

・専任指導員の人件費補助（最低基準－開設日数と利用人数による補助基準額）

・事業費（公設の場合，施設光熱費，会場費の補助）
（民設の場合，家賃の補助）

（表3）「障害児学童保育」の実施形態

<設置主体>		<対象>	<活動日>	<補助金>
民間	(a) 保護者	(X) 養護学校	① 週2～3日	有
	(b) NPO法人		② 平日（月～金）の放課後	
	(c) 社会福祉法人	(Z) 養護学校＋障害児学級	③ ②＋土曜日（＋日曜日）	
公的	(d) 市町村	↓	④ ①＋長期休業中	無
	(e) 公設民営（社会福祉協議会や福祉事業団等に委託）	(α) 小	⑤ ②＋長期休業中	
		(β) 小＋中	⑥ ③＋長期休業中	
	(f) 社会福祉協議会	(γ) 小中高	⑦ 長期休業中のみ	
			⑧ 月数回（または年数回）	

8　広い視点にたっての活動助成

LD児の地域サークルへの助成を例に取るとその視点は，LD児などの地域サークルへの財政援助，療育活動への補助事業にも対応する制度の確立が必要となる，また，養護学校の児童生徒への活動助成は，いま，養護学校に不登校児などが多いことから，そのような子どもも対象にした取り組みが可能であろう。

今後の課題として，障害児の放課後・休日ケアと地域生活支援ための地域づくり事業として，その拠点の整備と人材の育成，および全県的な広がりをめざすことが挙げられる。特に，知的障害や肢体不自由，自閉症，重度重複あるいは集団生活や介助なしでは自立生活が困難な子どもたちのために，総合的な生活の場を提供する必要がある。まず，第1に拠点の整備では，まだまだ限られた施設利用の拡大と利用にあたっての関係者への理解啓発，第2に人材の育成では，ボランティアや指導員的役割を担える人を多くつくりだすことと，指導員あるいは指導的ボランティアへの障害理

解学習やコミュニケーションの困難な子どもへの援助スキルトレーニング，そして活動の企画能力の育成ならびに専任ケアマネジメントスタッフの確保，そして第3に全県的なネットワークをめざすための広報やシンポジウム，学習会の開催，通信を通した情報交流と相談活動のツールづくりとその事務局的活動である。

これからの障害児者福祉へのサービス環境を豊かにし，すべての子どもたちがのびのび安全に地域で暮らしていく地域づくりを追求していく上で，県民や行政の意識改革，当事者家族自身のエンパワメントなど，まず，障害を持つ子どもとその家族からの社会的活動を通した問題提起が必要になる。特に学齢期は学校と家庭に生活の場が限定されがちであるが，第3の生活の場づくりとして，これからの地域づくりの視点が具体的に展開できると考える。特に，拠点となる場所の確保やスタッフの確保は，今後，継続的発展的な活動に大きく寄与するとともに，それを支えるボランティアの質的向上を図ることがにつながる。

誰しもが放課後は健常児も障害児も一緒に生活することが望ましいと考える。障害児だけの学童保育を批判する声もあるが，それ以上に条件を整えて，さらに障害児が一般の学童保育に入れるよう努力する必要がある。「子どもの障害が重たくなればなるほど，一般の学童保育での生活では子ども自身に無理がくることも事実である」(6)。

具体的な福祉的ニーズへの対応は，まだまだ課題が山積みである。

注

(1) 全国障害者問題研究会放課後保障部会編『障害児の放課後保障と地域での豊かな生活を』2001.7，p.18-p.19および清原浩他編『「協同と協働」が拓く障害者の福祉』クリエイツかもがわ，2000年。

(2) 『総合社会福祉研究』総合社会福祉研究所21号，2002年10月

(3) 『新うつくしま子どもプラン』福島県，2001年3月，p.38-p.40

(4) 阿部早苗「障害者の社会参加と権利保障－福島市障害者地域福祉協議会の活動ともとに」『2000年度福島大学教育学部教育実践学教室卒業論文』より。

(5) 『ＳＮＥ学会2002年度中間集会資料集』2002年6月所収

(6) 茂木俊彦他編『入門ガイド障害所と学童保育』大月書店，2002年，p.43

＜資料＞

宮城県仙台市　障害児放課後ケア支援等事業(概要)

平成11年4月
仙台市障害保健福祉課

1　事業の目的

障害児放課後ケア支援等事業（以下「事業」という）は仙台市内の小・中学校や養護学校に在籍している障害を持つ児童が，放課後や長期休暇期間に家庭や学校以外の場でボランティアや仲間との交流を通しあそびや生活経験を広げることにより，社会参加を促進することを目的とする。

2．事業の構成

障害児放課後ケア支援等事業

放課後ケア事業

実施曜日　月曜日から金曜日及び登校日の土曜日（週3回以上開設）

定　　員　日々の利用人数5名以上

内　　容　家庭や学校以外のあそびの場を提供する。

長期休職期間ケア事業

実施期間　春季・夏季・冬季休暇中5日以上年間合計20日以内

定　　員　利用人数5名以上

内　　容　家庭や学校以外のあそびの場を提供する。

3．実施団体等

現在自主的な活動を行っている団体を対象とする。

今年度は宮城野区でコスモスクラブが実施予定。

（一軒家をかりて運営する）

4．事業の開始および助成

(1) 事業を行う団体については，平成11年5月1日より運営費の補助を行う。

5．補助金および補助の制限

放課後ケア事業

	区　　分	補助金の最低基準	補助基準額
人件費	専任職員の人件費	A　日々5人 指導員2人 B　日々6～8人 指導員3人 C　日々9人以上 指導員4人	日額@7,580円 ×実日数上限時間210日 日額@11,370円 ×実日数上限時間210日 日額@15,160円 ×実日数上限時間210日
事業費	その他の事業費	年間105日以上実施	年額909,000円 （家賃　上限500,000円）

長期休暇期間ケア事業

	区　　分	補助金	補助金の制限額
人件費	専任職員の人件費	予算の範囲内	日額@7,580円×実日数 年間上限　20日
事業費	その他の事業費	予算の範囲内	長期休曝中の実施につき， 日額@3,000円×実日数 年間上限　20日

6．補助金の支払い方法

・年度当初　補助金交付申請

・4月／10月　補助金交付（概算払い）

・年度終了後　清算
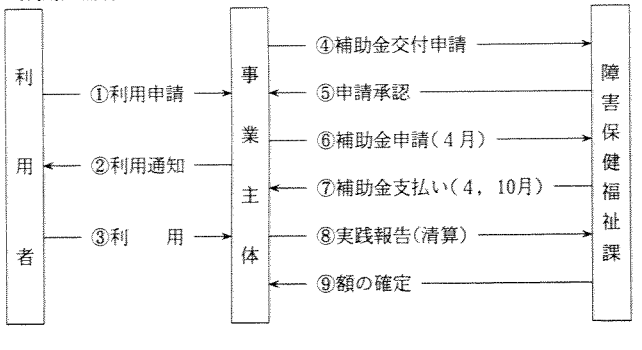
＜利用，補助金の交付の流れ＞